

防整施第6942号
28.3.31
一部改正 防整施第20427号
令和2年12月23日

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

設計・施工一括発注方式について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、平成28年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事について適用することとしたので、遺漏のないよう措置された
い。

なお、設計・施工一括発注方式について（防整施第15613号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

設計・施工一括発注方式実施要領

1 目的

この要領は、防衛省において実施する建設工事（建設業法（昭和25年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）において、基本的な性能要求等に基づき、設計及び施工を一括して発注する方式（以下「設計・施工一括発注方式」という。）による場合に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 対象工事

- (1) 特殊な施設等について設計技術が施工技術と一体で開発されるなどにより、個々の業者等が有する特別な設計及び施工技術を一括して活用することが適当な工事とする。
- (2) 設計・施工一括発注方式の対象は、設備工事等で設計と製造が密接不可分な場合（メーカーに総合的なノウハウが蓄積されている分野）及び施工方法が異なる複数の案があり、施工方法等によって設計内容が大きく変わるなど発注者が設計内容を決められず、施工技術に特に精通した者の技術力を得て設計することが必要となる場合（技術的に高度なもので技術開発が著しい分野や民間が知的所有権を保有する工事）等とし、下記の事案については、原則として、設計・施工一括発注方式を採用するものとする。

ア 消音装置

イ 汚水処理施設

ウ 港湾用荷役クレーン

エ シールドルーム

オ 特別高圧受変電設備

カ 中央監視設備

キ 浮棧橋

ク ドックゲート

ケ 橋梁

コ 浄水施設

サ 廃棄物処理施設

シ その他、本方式が適当と認められる工事

- (3) 下記に該当する場合は、原則として、本方式を適用しないものとする。

ア 地元調整及び用地買収が未完了等により着工時期が確定出来ないもの。

イ 工事規模が小さいため、競争参加者（一般競争入札にあっては競争参加資格を有する旨の通知を受けた者、指名競争入札にあっては指名を受けた者をいう。以下同じ。）にとって技術提案に要する費用が過度な負担となる場合。

ウ 契約担当官等が性能や仕様に関する概念を明確に設定できない場合。

エ その他、問題があると思われる場合。

(4) 対象事案の採用に当たっては、必要に応じて、整備計画局と調整を行うものとする。

3 設計提案書の提出方法等

競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）が性能要求に基づき作成する設計・施工の概略を示す設計提案書（提案内容説明書、提案設計図、予定工程表、見積書等をいう。以下同じ。）の提出依頼方法等は次によることとする。

(1) 契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、競争参加希望者に対して付紙第1の設計提案書作成依頼書を交付または送付することとする。

(2) 設計提案書の作成方法は、付紙第2の設計提案書作成要領によることとする。

(3) 提出された設計提案書の審査に際しては、設計提案書作成依頼書及び設計提案書作成要領に定めた事項が記載されていることを確認することとし、必要に応じて、設計提案書の提出者に対してヒアリングの実施及び追加資料の提出を求めることができるものとする。

(4) 設計提案書の作成及び提出に要する費用は、当該設計提案書提出者の負担とする。

4 競争参加者の選定等

(1) 一般競争入札においては、所要の競争参加資格を有しているほか、設計提案書の審査の結果、妥当と認められた者を競争参加者として参加させることとする。

(2) 本方式は、原則として競争入札によることとするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合など特別な理由がある場合には、随意契約方式によることができる。

5 留意事項

(1) 本要領の運用に当たっては、付図に示す業務の流れを参考とするものとする。

(2) 競争参加者には、自らが提案した設計提案書の内容に基づき入札させることとする。

(3) 契約担当官等は、契約締結後、受注者に設計図を提出させ、これを承諾した後に工事に着手させることとする。また、当該設計図を変更する場合においても契約担当官等の承諾を受けさせることとする。

(4) 契約担当官等は、受注者が作成した設計図を精査した際、以下の項目に該当すると認められる場合には、受注者と協議し、請負代金額の変更を行うことができる。

ア 契約担当官等が発注時点で提示した設計提案書作成依頼書の内容を発注後に変更した場合

イ 設計提案書作成依頼書の内容と実際の現場条件が異なっていた場合

ウ 発注時の設計提案書の内容と設計後の内容が大幅に異なる場合

(5) 価格に市場性のない機器製造等を含む工事については、価格に市場性のない機器製造等を含む工事における契約及び履行の適正化に係る改善施策について（防衛技第15568号。27.10.1）によることを原則とし、業者側の提出資

料の信頼性確保に努めるものとする。

- (6) 要求性能の達成は、受注者の責任とする。また、発注者が、受注者の作成した設計図を承諾した場合においても、この責任が軽減されるものではない。
- (7) 設計提案書作成に必要な資料として契約担当官等が貸与した資料は、設計提案書作成後速やかに返却させることとする。また、複製をした場合には、当該複製も併せて返却させることとする。

6 その他

本要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は、整備計画局施設計画課長及び施設技術管理官が別に定めることができる。

設計提案書作成依頼書【作成例】

下記により設計提案書を提出して下さい。

年 月 日

会計機関名

役職 氏名

記

1 工事内容等

(1) 工事の概要

工 事 名：○○○（○○）○○○○工事

工 事 場 所：○○県○○市○○町○丁目○番○号

工 事 概 要：○○○○工事 一式

工 期：○○年○月○日～○○年○月○日（予定）

入札予定日：○○年○月○日

(2) 工事対象施設の要求性能等

本工事の設計・施工に当たっては、要求性能書（属紙1）及び各室所要面積一覧表・機器配置図（属紙2）に示す条件（以下「要求性能等」という。）を満たすものとします。

なお、要求性能書については、作成した複製を含め、確実に返却して下さい。

(3) 現場条件

基礎地盤条件：土質柱状図（属紙3）のとおり。

敷 地 条 件：配置図（属紙4）のとおり。

そ の 他：電気、水道等は、ユーティリティ図面（属紙5）の任意の位置から引き込みができるものとします。

2 設計提案書の提出

(1) 設計提案書作成要領（付紙第2を参考とする）に定める提案内容説明書、提案設計図、予定工程表、見積書等（以下「設計提案書」という。）を作成の上提出して下さい。

- (2) 本工事の競争入札では、前項の設計提案書を提出し、適性と認められた者が競争参加者として参加できることとします。ただし、提出された設計提案書の優劣等により競争参加者として参加できない場合があります。

【一般競争入札の場合は「ただし」以降削除】

- (3) 設計提案書は、提出期限までに、提出先に持参して下さい。
- (4) 提出先：〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇ー〇
契約担当部署名
電話 〇〇ー〇〇〇〇ー〇〇〇〇（内線〇〇〇〇）
- (5) 提出期間：〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までの土曜、日曜及び祝日を除く毎日、〇時から〇時まで。ただし、〇時から〇時までの間を除く。

3 設計提案書の作成等

提出する設計提案書の作成条件及び取り扱いは次のとおりとします。

- (1) 要求性能等の達成は受注者の責任とします。
- (2) 設計提案書の作成及び提出に要する費用は、当該提出者の負担とします。
- (3) 設計提案書は、当該提出者に無断で使用しません。
- (4) 提出された設計提案書は返却しません。
- (5) 設計提案書に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止措置を講じることがあります。
- (6) 本工事の入札に当たっては、自ら提出した設計提案書の内容に基づき行うものとします。
- (価格競争による場合)
- (7) 落札者は、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第1項の規定により決定するものとします。
- (総合評価落札方式による場合)
- (7) 落札者は、入札公告等にて明示する価格以外の要素（技術提案）と価格を総合的に評価して決定するものとします。
- 【(7)は入札方式により選択するものとする】
- (8) 設計提案書に虚偽の記載をし、落札者となった場合には、落札決定を取り消します。
- (9) 受注者は、設計提案書に基づき速やかに設計を行い、設計図を作成して発注者の承諾を受けた上で、工事を行うものとします。また、発注者の承諾を受けた後において、当該設計図を変更する場合にも、発注者の承諾を受けることとします。
- (10) 受注者は、設計図を作成した場合、当該設計図の内容に応じた見積書を提出するものとします。
- (11) 契約後に受注者が作成した設計図（設計図を変更した場合を含む）

を、発注者側で精査しますが、受注者と発注者双方が協議し、必要と認められる場合には、請負代金額の変更を行います。

(12) 発注者が、受注者により作成された設計図を承諾した場合においても、要求性能等の達成に係る受注者の責任が軽減されるものではありません。

(13) 要求性能書の内容と受注者の設計提案書の内容との間で差異が生じた場合、要求性能書の内容を優先することとします。

4 設計提案書の確認等

(1) 提出された設計提案書については、記載内容の確認を行います。

(2) 提出された設計提案書の確認に必要な場合には、ヒアリングを実施します。

(3) 設計提案書のヒアリングは、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までの間に行うこととし、実施日時、実施場所は追って連絡いたします。

(4) 貴社のヒアリングへの出席者は設計提案書の内容を説明できる者とします。

(5) 提出された設計提案書については、修正及び追加を認めます。この場合の修正、追加の期限は〇〇年〇月〇日とします。

なお、修正、追加の期限以降の資料の差し替え等は認めません。

5 その他

設計提案書に関する疑義については、下記の担当者と調整することとします。

契約担当部署名

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (内線〇〇〇〇)

設計提案書作成要領【作成例】

下記の要領に基づき、表紙及び設計提案書を作成の上、提出して下さい。

記

1 表紙（別紙様式による。）

住所、商号又は名称及び代表者名等を記載の上、提出して下さい。

2 設計提案書

(1) 設計提案書は、設計提案書作成依頼書に添付した要求性能書、各室所要面積一覧表・機器配置図、土質柱状図、配置図及びユーティリティ図面に基づき作成して下さい。

(2) 設計提案書として、以下の資料を提出して下さい。

ア 提案内容説明書

要求性能書の各項目に対応する構造、機能及び性能についての提案内容説明書（計算書、実績等の要求性能を満足することを示す根拠資料を含む。）を作成して下さい。

イ 提案設計図

貴社の提案に基づき、工事種別毎に次に掲げる図面を含めることとして下さい。

(ア) 建築工事

配置図、平面図、立面図、断面図、仕上げ表

(イ) 土木工事

配置図、平面図、立面図、断面図、基礎図、主要機器配置図、主要機器仕様書、構造物詳細図等

(ウ) 設備工事

a 電気設備工事

単線結線図、配線系統図、主要機器配置図、主要機器仕様書

b 機械設備工事

配管系統図、主要機器配置図、主要機器仕様書

c 通信工事

配線系統図、機器配置図、機器仕様書

(エ) 装置工事

平面図、立面図、断面図、構成部品仕様書

ウ 予定工程表

工事種別毎に工程の分かるものとして下さい。

エ 見積書

見積書は、貴社の提案内容説明書、提案設計図及び予定工程表の内容に基づき作成することとし、記載内容は、原則として以下によることとして下さい。

(ア) 建築工事

科目別内訳書（直接仮設、土工、地業、・・・、建具等）、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、設計費（受注者が作成する設計図の作成費用である。ただし、設計提案書、見積書作成に係るものは含まない。）

(イ) 土木工事

科目別内訳明細書（土工事、基礎工事、躯体工事、機器配管工事、雑工事、・・・、直接仮設工事等）、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、設計費（受注者が作成する設計図の作成費用である。ただし、設計提案書、見積書作成に係るものは含まない。）

(ウ) 設備工事

a 電気設備工事

科目別内訳書（電灯設備、動力設備、避雷設備、受変電設備、・・・、中央監視設備等）、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、設計費（受注者が作成する設計図の作成費用である。ただし、設計提案書、見積書作成に係るものは含まない。）

b 機械設備工事

科目別内訳書（空気調和設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備、衛生器具設備、・・・、ガス設備等）、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、設計費（受注者が作成する設計図の作成費用である。ただし、設計提案書、見積書作成に係るものは含まない。）

c 通信工事

科目別内訳書（構内交換設備、拡声設備、テレビ共同受信設備、・・・、呼出設備等）共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、設計費（受注者が作成する設計図の作成費用である。ただし、設計提案書、見積書作成に係るものは含まない。）

(エ) 装置工事

科目別内訳書（機器費（各装置毎に可能な範囲で細分化する。）、機械経費、直接仮設費、・・・、下請経費等）、共通仮設費、諸経費、設計費（受注者が作成する設計図の作成費用である。ただし、設計提案書、見積書作成に係るものは含まない。）

(オ) その他

設計費については工事種別毎に分けず一括計上でも可とします。

(3) 提出された設計提案書については、追加資料の提出や説明を求める

場合があります。

3 その他

設計提案書の作成に当たっては、原則として以下の資料に準拠することとして下さい。また、以下の資料については、販売しているものを除き貴社が必要とする場合に貸与いたします。

- ア 日本国法規（条例・基準・指導等含む。）
- イ 米国建築基準法（U．B．C）
- ウ 米国防総省軍事設計便覧（M I L I T A R Y－H A N D B O O K）
- エ 建築工事設計要領
- オ 建築工事標準詳細設計図
- カ 建築工事の構造設計
- キ 屋内プール建築設計指針
- ク 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事標準仕様書等
- ケ 土木工事特記仕様書作成の手引き
- コ 土木工事共通仕様書
- サ 鋳鉄製マンホール蓋設計指針
- シ 装軌車用道路設計指針
- ス 無筋コンクリート舗装端部補強設計指針
- セ 地上覆土式1級火薬庫外構構造設計指針
- ソ 地中式屋外タンク貯蔵所設計指針
- タ 転圧コンクリート舗装設計指針
- チ 外・内柵設計指針
- ツ 工事に使用する道路の維持補修に係る設計
- テ 飛行場基本施設等の設計要領
- ト 航空自衛隊場外離着陸場整備設計指針
- ナ 下水道施設設計要領
- ニ 屋外タンク貯蔵所設計要領
- ヌ 道路施設設計要領
- ネ 上水道施設設計要領
- ノ 港湾施設設計要領
- ハ 自衛隊の共同溝の内空断面設計指針
- ヒ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）における特記事項等
- フ 設備工事及び通信設備工事の設計
- ヘ 航空灯火設備設計要領
- ホ 航空灯火機器型式仕様標準
- マ 有線・無線通信工事共通仕様書等
- ミ 通信鉄塔設計要領
- ム 自衛隊の火薬類貯蔵及び取扱施設設計基準

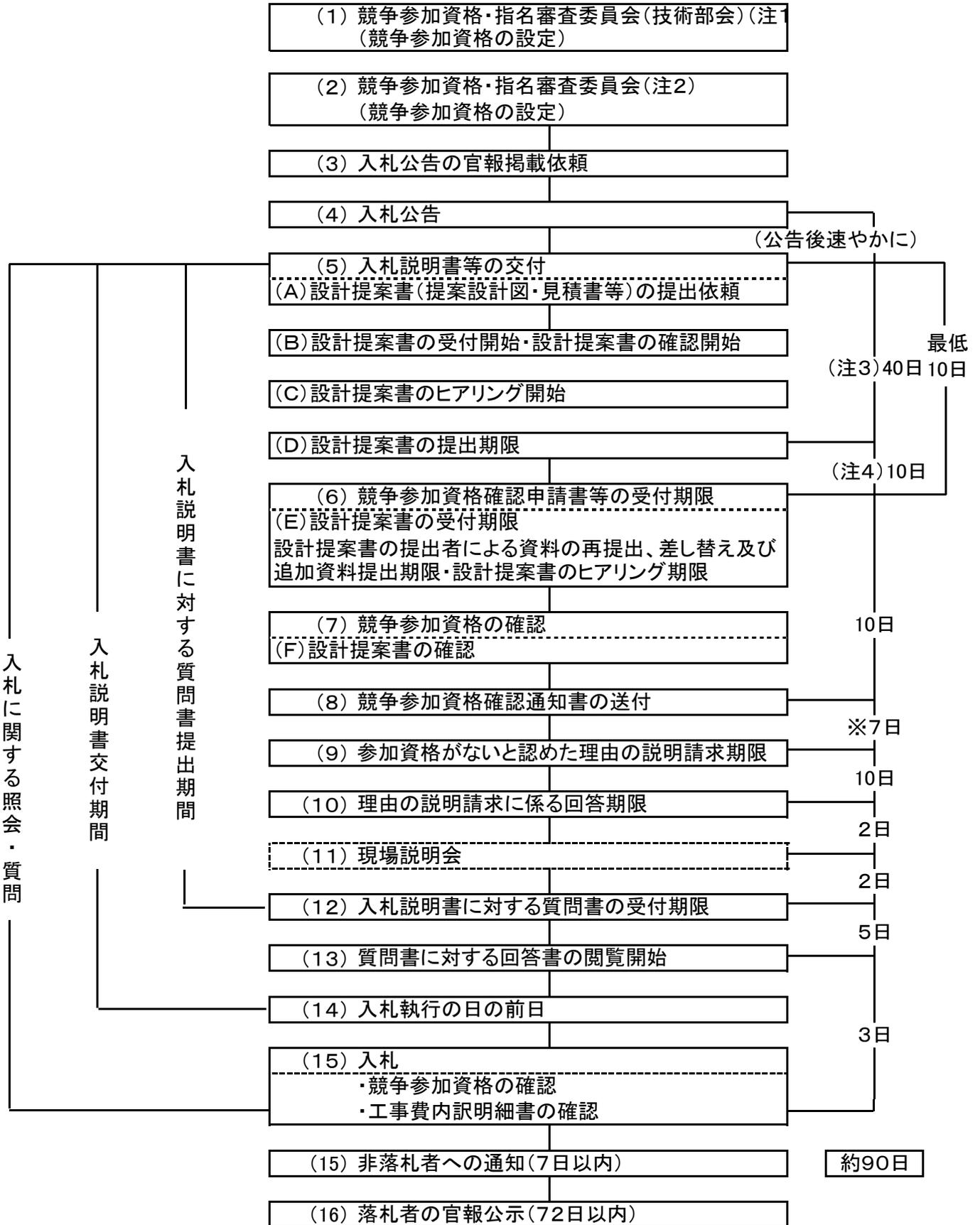
- メ 公務員宿舎設計要領
- モ 建設工事における積算基準等
- ヤ 土木工事数量調書作成の手引き

4 設計提案書に関する問い合わせ先

契約担当部署名

T E L 〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇（内線〇〇〇〇）

設計・施工一括発注方式に係る業務の流れ
(一般競争入札の場合)



※は、土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

(注1)は、(注2)に含めて実施しても良いものとする。

(注3)、(注4)は、参考とするため、対象事案の施設及び規模、実情を勘案の上適宜補正するものとする。
ただし、(注3)、(注4)の合計は最低10日を確保するものとする。